

4月以降の児童手当制度の概要について

4月1日からこれまでの「子ども手当」から「児童手当」に制度が変更になりました。

3月末現在、子ども手当の認定を受けている方は、引き続き児童手当の受給認定となります。

ただし、6月分以降の手当の支給を受けるためには現況届の提出が必要になります。

6月に郵送で案内文書を送付しますので、お手元に届きましたら手続きをお願いします。

支給額については、従来子ども手当と同様となりますが、6月分から所得制限額以上の所得がある受給者の方は中学生までの児童が一律5,000円に減額となります。

詳細は左表をご覧ください。

| 対象児童 | 支給月額 | 注 |
|----------------------|------------------|--|
| 3歳未満 | 15,000円 | ※第1子・第2子・第3子以降とは、平成6年4月2日以降の児童の中での出生順で数えた場合のものであります。 |
| 3歳から12歳(第1子・第2子)※ | 10,000円 | |
| 3歳から12歳(第3子以降)※ | 15,000円 | ※児童養護施設等に入所している児童は、施設の設置者等に支給となります。 |
| 中学生 | 10,000円 | |
| 所得制限額以上の方(0歳から中学生まで) | 5,000円 ◀6月以降▶ | |

なお、2月・3月の子ども手当および4月・5月の児童手当については、6月8日(金)に振込となります。

児童手当については、6月8日(金)に振込となります。

【所得制限額】
622万円+(扶養親族の数×38万円)≦所得制限額

※所得制限は所得の高い方が対象で、世帯の合算した所得ではありません。

【7月から「介護保険負担限度額認定証」の更新受け付けが始まります】

施設入所やショートステイ利用時の食費・居住費が減額される、現在使用中の「介護保険負担限度額認定証(紫色)」の有効期限は6月30日(土)となっています。

この認定証の更新受付は、7月2日(月)から行う予定です。

詳しくは6月下旬に、自宅または入所施設へ「更新案内」と「申請書」を郵送しますので、ご覧の上、手続きを行ってください。

なお、新規申請については随時受け付けています。

【問】 介護保険課
(内線2442・2439)
各総合支所保健福祉課

【問】 国民健康保険加入の皆さんへ
：簡易申告はお済みですか？

国民健康保険に加入している世帯は、毎年必ず前年の所得金額の有無にかかわらず、申告する義務があります。

に加入している世帯員全員の合算所得金額が、一定基準額を下回る場合、均等割額(一人一人にかかる額)と平等割額(世帯毎にかかる額)が軽減される制度がありますので、次のような方は必ず簡易申告をしてください。

①平成23年中に収入のなかった方(23年中の収入が雇用保険等の非課税所得のみの方も含まれます)

②平成23年中に障害・遺族年金を受給していた方(ただし、国民年金等の受給者は、申告は不要です)

③平成23年中に扶養、住込み、退職金・預貯金で生活していた方等

※すでに税務署や市役所、各総合支所で国保加入者分(国保に加入していない世帯主も含む)の申告

を済ませている場合は必要ありません。

※国保加入世帯の中に、①②③のいずれかに該当しているにもかかわらず、1人でも未申告の方がいると、保険料の軽減や高額療養費の負担限度額の判定ができなくなりますのでご注意ください。

【問】 保険年金課
(内線2337・2339)
各総合支所市民生活課

【問】 市役所2階 保険年金課
各総合支所市民生活課・各支所

【問】 都市計画課 (内線5624)

【問】 環境課 (内線3375・3376)

三陸沿岸道路の整備に関するお知らせ
国道45号 矢本石巻道路(東松島市～石巻市)

矢本石巻道路は、三陸沿岸道路の一部を形成する延長26.5kmの自動車専用道路で、平成19年度までに全線暫定2車線供用しています。暫定供用以降の交通量増大に対し、平成21年度より4車線化および平成23年度より石巻北IC(仮)に着手しています。

平成24年度は、4車線化の改良工事、橋梁工事を実施するとともに石巻北IC(仮)の改良工事を実施します。

石巻北IC(仮)の整備により石巻赤十字病院へのアクセス強化が図られ、4車線化により当該区間の混雑が解消します。



【問】 都市計画課 (内線5624)

不法投棄はいけません

6月第1週は「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」です。

一部の心無い人たちにより、他人の土地や道路等に廃棄物が捨てられるケースが後を絶ちません。

不法投棄禁止違反は、5年以下の懲役もしくは、1000万円以下の罰金、または併科に処せられる犯罪行為ですが、土地・建物の所有者または管理者は、不法投棄をされないようにその場所を清潔に保つよう努めるとともに、廃棄物が捨てられ投棄者が不明の時は、その廃棄物を自らの責任で処理しなければなりません。不法投棄をさせないためにも、みだりに人が立ち入らないよう囲いを設ける等、日ごろから、土地の管理には十分な注意を心がけてください。

もし、不法投棄が行われている現場を目撃したら、すぐ警察に110番通報してください。通報の際は、場所、時間、車のナンバー等を控えておきますと、投棄したものが特定しやすくなりますので、ご協力をお願いします。また、不法投棄物に関する情報は、お近くの警察署または交番・駐在所、もしくは環境課へご連絡ください。

粗大ごみは集積所には出せません！！

粗大ごみは戸別に予約をしてからの有料各戸収集となっています。しかし、勘違いされて、集積所へ粗大ごみを出される方がいます。集積所へ出された粗大ごみは、地域の皆さんの迷惑となるだけでなく、不法投棄となり、取り締まりの対象となりますのでお間違えのないようご協力ください。

【問】 環境課 (内線3375・3376)

建築物等耐震対策助成事業

1 危険ブロック塀等除却事業

大規模地震発生時のブロック塀等の倒壊による事故を未然に防止するため、危険度の高いブロック塀等を除却し安全を確保する場合に、除却費用について一定額を助成します。ブロック塀等の除却跡地に軽量の塀(生け垣、フェンス、板塀)等を設置する場合にも設置費の一部を助成します。

●除却補助について 次の条件全てに該当するコンクリートブロック造、石造、れんが造およびその他の組積造の塀並びに門柱の除却費用です。

- ・道路に面しているブロック塀等
- ・道路からの高さ1m(擁壁上の場合は0.6m)以上のもの
- ・市が行ったブロック塀等実態調査において、A判定以外のもの

補助金額 1平方メートル当たり4,000円を乗じて算定した額(限度額15万円)

●フェンス等設置補助について ブロック塀等の除却跡地に軽量の塀等を設置する場合、次の条件のいずれかに該当するもの

- ・生け垣を設置する場合は、1m以上の苗木を用いて50cm以下の間隔で植栽し、支柱等により適切に固定できるもの
- ・フェンスや板塀等を設置する場合は、塀のみの高さが60cm以上とし、基礎等を設置して適切に固定できるもの

補助金額 設置費用の1/3以内で、除却延長1メートル当たり4,000円を乗じた額(限度額10万円)

2 木造住宅耐震診断助成事業

木造住宅耐震診断を希望する方に耐震診断士を派遣して、耐震対策を支援します。

●対象建築物 次の条件を全て満たすものとします。

建築物 在来軸組工法による個人住宅(一部店舗等併用住宅、二世帯住宅)※構造が丸太組構法およびプレハブ工法の住宅や用途がアパート、長屋は対象外となります。

規模 3階建て以下

建築時期 昭和56年5月31日以前に着工されたもの

支援内容 市で耐震診断士を派遣し、耐震診断費用の一部を支援します。

3 木造住宅耐震改修工事助成事業

石巻木造住宅耐震診断助成事業により耐震診断を実施した後、耐震改修工事を実施する方に補助金を交付し、耐震対策を支援します。

●対象建築物 診断後の耐震改修計画に基づき、耐震改修工事を施工した後の総合評点が1.0以上となる住宅、または建て替え工事を実施する住宅。

※改修工事は平成25年1月31日までに完了することが必要です。

●補助金の額 耐震化工事に要する費用の9分の4以内(限度額40万円)

申込期間 6月21日(木)～12月20日(木)

【問】 建築指導課 (内線5675)